

弁護士・弁護士会による司法教育・法教育

2003年4月14日

日本弁護士連合会

1 日弁連による司法教育へのこれまでの取り組み

1990年代以降、弁護士による法に関する教育について、多様な形で取り組んできた。日弁連としては、1993年5月の定期総会において「司法に関する教育の充実を求める決議」を採択した（資料1）。さらに1998年11月には、「司法改革ビジョン」においても司法教育の推進について項目を設け提言している。

消費者教育の分野については、日弁連消費者問題対策委員会内に教育部会を設け活動している。また、日弁連として、現在、社会科見学を広く受け入れており、2001年度には41件、1159人、2002年度には83件、1395人を受け入れている。そのためパンフレットを用意している。

2 各地の弁護士、弁護士会のこれまでの取り組み

弁護士、弁護士会としても 弁護士の講師派遣、模擬裁判指導、弁護士会見学、裁判傍聴の実施が行われている。下記にあげるものはその例である。

①東京弁護士会

講師派遣

2002年度 講師派遣 14件

うち消費者教育8件、児童虐待1件、セクハラ防止1件、相続1件、成年後見制度2件、少年法・少年事件1件

裁判傍聴・弁護士会見学

2002年度 42件 1192人

「裁判傍聴ってなーに」という冊子を作成

刑事模擬裁判（1998年から実施）

2002年度 8校 うち高校5校、中学2校、大学1校

東京弁護士会の取り組みについては、資料2、3を参照。

②第一東京弁護士会

模擬裁判・講師派遣（1998年から実施）

2002年度 12校 うち、高校3校、中学9校

③大阪弁護士会

1998年11月から弁護士の出張授業を実施。

その授業に使うテキストとして、「法むる一む」「法むる一むジュニア版」を発行。

月平均1校に派遣。

④広島弁護士会

1997年から裁判傍聴と講師派遣制度を設け、実施している。

2002年度の実績

講師派遣 49件 内訳大学1校 高校9校 中学8校 一般31校

なお、座間隆氏（筑波大学大学院生）作成のアンケート結果「各弁護士会の司法教育への取り組み一覧」（資料4）が、現段階での各弁護士会の取り組み状況を調べたものである。

3 日弁連としての今後の取り組み

2002年9月の関東弁護士会連合会大会のシンポジウムで法教育をテーマとして取り上げ、大会では弁護士、弁護士会として法教育に取り組むべきとの決議を行った。

こうした動きを受け、日弁連は、2002年7月に市民のための法教育ワーキンググループを設置し、日弁連としての取り組みに関し、検討してきたが2003年3月法教育に関する提言をまとめた（資料5）。なお、その際小学校、高校において実験授業も行った。

この提言を受け、本年度日弁連としての委員会を設置し、法教育に関する調査研究、教材作成、カリキュラムの作成を行っていくこととしている。

また、日弁連は昨年一新したホームページにおいて、キッズページを設け、子どもたちに法についての理解を深めてもらうべく努力している。（資料6）

4 法教育に対する各弁護士会の特色のある動き

法教育の理解が広まる中で、茨城県弁護士会は本年度から法教育員会を設置し、県内の学校に法教育を行うための講師を派遣することとしている。また、福井弁護士会では法教育関連活動として、出張授業メニューを各高校に配布し、また、中学校において実験授業も実施している。

添付資料

資料1 「司法に関する教育の充実を求める決議」 1993年日弁連定期総会決議

資料2 自由と正義52巻2号特集法教育所収 中村博論文

資料3 リブラ2003年1月号 特集「未来をになう法教育」

資料4 「各弁護士会の司法教育への取り組み」

資料5 日弁連の法教育の取り組み（提言）

資料6 日弁連ホームページ・子どもページ